

# 令和2・3年度の後期高齢者医療制度の保険料率が変わりました

照会 市民課国保年金係 ☎0537⑧1171

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は2年ごとに見直されます。新保険料率は、医療費の増加などを考慮して次のとおり改定されました。詳細は、照会先へお問い合わせください。

## 医療費の増加などを考慮した保険料率へ



所得割率均等割額の改定、中間所得者層の負担軽減のために賦課限度額が引き上げられました。

区分	前回保険料	令和2・3年度	増減
所得割率	7.85%	8.07%	0.22%
均等割額	4万400円	4万2,100円	1,700円
賦課限度額	62万円	64万円	2万円

※年間保険料 4万2,100円(均等割額) + 基礎控除後の総所得金額等 × 8.07%(所得割率)

## 均等割額の軽減対象が拡大

低所得者の負担軽減を図るため、均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減となる軽減判定所得基準額が引き上げられました。

軽減割合	軽減対象となる所得基準額(世帯主と被保険者の総所得金額などの合計)	
	令和元年度	令和2・3年度
5割軽減	33万円 + 28万円 × 被保険者数	33万円 + 28万5,000円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 51万円 × 被保険者数	33万円 + 52万円 × 被保険者数

## 均等割額の軽減措置の特例の見直し

均等割額は、所得の低い人の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて、法令により軽減措置がとられています。7割軽減の人は、特例的に軽減割合が上乘せされていましたが、世代間の公平や医療保険を将来にわたり安心できる制度にする観点などから、段階的に特例が見直され、本来の軽減割合に戻るようになりました。

	所得が33万円以下で同世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下かつその他の収入がない場合	33万円以下
平成30年度	9割軽減(4,000円)	8.5割軽減(6,000円)
令和元年度	8割軽減(8,000円) ※3	8.5割軽減(6,000円)
令和2年度	7割軽減(12,600円) ※3	7.75割軽減(9,400円)
令和3年度	7割軽減(12,600円) ※3	7割軽減(12,600円)

※1 軽減判定の基準額は、世帯主と世帯全員の被保険者の総所得金額などの合計です。

※2 ( )内の金額は、軽減後の金額です。

※3 年金収入などが80万円以下といった要件を満たす場合は「介護保険料の軽減強化」や「年金生活者支援給付金」の支給対象となります。(同じ世帯に住民税が課税されている人がいる場合は、対象外となります)

## 65～74歳で一定の障がいがある人は後期高齢者医療制度に加入できます

- ▶国民年金法などにおける障害年金1・2級、▶身体障害者手帳1～3級と4級の一部
- ▶精神障害者保健福祉手帳1・2級、▶療育手帳A

窓口での医療費自己負担割合		
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度以外の医療保険制度	
1割(所得の多い人は3割)	65～69歳の人	70～74歳の人
	3割	2割(所得の多い人は3割)